



Title	自由主義と国際秩序
Author(s)	納家, 政嗣
Citation	一橋論叢, 125(4): 371-388
Issue Date	2001-04-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/10411
Right	

自由主義と国際秩序

納 家 政 嗣

はじめに

世紀の変わり目の国際関係は妙に不透明観に包まれている。そうした印象を与える問題の大半は、ロシア、中国などの大国間の新しい勢力均衡、同盟の再編、旧社会主義国の市場移行、大量破壊兵器の拡散、民族、宗教紛争、大量難民、世界的なマネー経済の管理問題など、ほとんどは伝統的な意味では国内問題に関わっており、そのため従来の国家間のルールでは手をつけかねているという性格が強い。冷戦期には国際体系の構造が固くそれが国内状況を規定した（冷戦→国内冷戦）が、冷戦後は矢印が逆になったのである。ところが国際関係と国内政治経済の連関は国際関係研究の初期からの大きな関心事であったが、関わる変数が多く、かなり対象を絞った研究のほかは一般的な経験的命題が積み重ねられているわけではない。

この文章の試みは、このような内政－国際連関を処理してきた最も基本的な概念である国家主権ををとりあげ、その長期的な変容を検討すれば、今日の不透明な状況を理解する手掛かりが得られるのではないか、という点にある¹⁾。実際、冷戦終結前後から似たような観点からの主権への関心の高まりが見られる²⁾。といっても主権を焦点とした現状理解は決して容易ではない。最近の議論も一方には相互依存、グローバリゼーション、あるいは欧州連合（EU）の発展による国家主権の後退、侵蝕を示唆する議論があるかと思えば、他方には社会主義国やソ連崩壊後の市場経済移行諸国、そして途上諸国の新たな主権（内政不干渉）の強調や主権の前提である国内統治の崩壊を問題にする議論がある。いずれも国家や

国際関係が大きく変貌する時期に入っているらしいことを暗示するが、同じ用語を使いながら議論のベクトルはまったく異なっており、容易には全体的動向の整理を許さないものがある。ここでは主権概念の20世紀における変化と冷戦期の特殊性を概観し、そこから現状分析への示唆を探ってみたい。

1 主権の「偽善性」

主権は一般的には国内的な最高権力（属地的な領域権、管轄権）と対外的な独立の地位とそれを担保する戦争や外交の権能をさす³⁾。この抽象度の高い概念が近年、盛んに議論されるのは、われわれがかなり根本的な国家と国際関係の変化のなかにあるからであろう。そして議論を見ながら最も感じさせられたのは、主権も政治と同じように最低限の価値や規範を共有する関係の中でこそよく機能するのであって、今日ではその条件が余りに希薄になっているのではないか、ということであった。なぜそうなったのであろうか。

主権という概念は多義的で、その機能、役割には微妙な曖昧さが多分に含まれている⁴⁾。S. クラスナーは、国際秩序への諸アプローチを、制度化の程度と持続性によって分類したが、そこでは主権を持続してはいるが、制度化の程度は低いという意味で「偽善」と性格づけた⁵⁾。独立の地位にも関わらず主権の態様がほぼ力関係によって規定されてきたということであるが、しかし見方を変えればそれは国家が一定の正統性をもって関係を開き、それを維持する上で必要としてきた偽善でもあったのである。後の議論のために最初にこの曖昧さを多少整理しておく必要がある。

思想史上、一定領域における権力の最高性（絶対性）を基礎づけたのはJ. ボダンであった。注意したいのは彼が絶対性を主張したのは、主権を封建諸侯の上位に、またローマ教皇、神聖ローマ皇帝に従属しないものとして位置付けるためであって、他方、対外関係における主権にはほとんど言及しなかったことである。主権の対外的独立性が強調されるようになったのは18世紀のE. de ヴァattel以降のことであった。厳密に言えば主権という同じ概念を用いて国内的な権力の最高性に、新たに対外的な独立性を重ね合わせたことには大いに疑問がある。

国家は従来より対外関係においては宗教、少数民族問題などで合意を通じて内政に関わってきたのであって独立が絶対的でないことはむしろ自明だったからである。ヴァッテルが独立性を主張したのはなによりも啓蒙主義的国家論（「統治には被治者の同意が必要」self-governance）とそのコロラリーとしての当時の王朝間国際関係において見られた大国の介入主義への抵抗の論理としてであったのである⁶⁾。主権にはこのように歴史的展開の中で国内的最高性と対外的な相対性が組み合わされたのであった。

厄介なことにこの二重性に、さらに主権の所在の交替を告げた国民国家論が重なった。このモデルを広める契機となったフランス革命は、一方では、イギリスの市民革命、アメリカの独立革命に連なる、人権、自由という普遍的な価値を体現した市民が、それを権利として国家権力から擁護し、自ら統治する立憲的な国家（国民<=市民>国家）への再編という側面があった（「人権憲法」）。国民主権といわれるものの一つの側面はH. シノダの言葉を借りれば立憲主義的な主権であったのである⁷⁾。人権を中心に法、制度によって権力を制約する基本構造の形成を目指す立憲主義的な主権概念は、中核にある価値の普遍性から当然に国際関係にも延長され得るし、国家相互の調整によって規則、法、制度の構築を志向する。国内と国際の制度は異なり、イギリス学派的に言えばそれはグロティウスの国際関係の見方に連なるであろう⁸⁾。

他方、この革命が同時に国際関係にナショナリズムの力を解き放った一大事件であったことは今更再説するまでもない。革命に対して列強が干渉した時、マルセイーズを歌ってパリに集まったフランス人は、自由、平等の価値と制度にアイデンティファイした市民であると同時に、フランスという国家にアイデンティファイした国民（nation）ともなった。いうまでもなく文化的一体性を基礎とする国民主義は、近代国家の効率的統治の一つの基礎をなす。しかし国民主義はおうおうにして閉鎖的、排他的な有機体的な国家論、絶対主権論に結びつきやすいことは、その後の歴史がよく示している。主権のこの面はイギリス学派の分類ではホブズの、無政府的な見方に連なる可能性をもっている⁹⁾。

このように近代的国民国家の主権概念には、市民の権利を制度化した立憲主義

的側面と国民主義的な側面があり、前者が対外的な相対的管轄権と親和的であるのに対して後者は対外的にも主権の絶対性を援用する傾向をもつ。立憲主義的主権は相互に独立、対等である。ここでは共通の問題があれば内政に関わる事項でも合意を通じて処理されることもあるが、合意できない時はもちろん、基本的にはそれぞれの国内統治内容を問わないことが主権国家体制の基本ルールである。それぞれの主権国家に国内統治があり、国内と国際では秩序のありようが異なることが前提なのである。

これが建て前とすれば、しかし現実には国際体系における力の格差は著しく大きく、クラスナーがいうように主権国家の独立性、自律性は力関係次第で頻繁に侵されてきた。持出される理由は、自民族保護、自衛から人道的ないし宗教的保護、債権回収、文明の使命、秩序維持まで多様であり、そこには国民主義的な動機が入りこむし、戦争に至ることもままあった。しかし重要なことは、主権国家体制は事実としては力関係に支配されながら、それによって建て前としての主権国家体制を崩壊させることはしなかった点にある。干渉、介入、戦争があっても口実にしろそれなりの「正当」な理由を示すか、事後的に合意として辻妻まをあわせて、建て前は維持された。主権はこのような曖昧さの中で運用されてきた制度だったのであり、それを可能にしたのは欧州の最低限の価値や規範の共有、国内統治と国際秩序の異質性の了解、正義と国際的安定の平衡感、何よりも主権制度の「偽善」性への寛容さにあった。

ところで歴史的に見ると主権の立憲主義的側面が比較的強く出る時代と国民主義的な側面が強調される時代があったように思われる。19世紀後半から20世紀初期にかけての本格的な国民国家化の時期には、先発国家からの政治経済的圧力の下で急蹙えに国民国家を形成する必要があった後発国家が、本来市民でもあった「国民」を生物学的な「国民=民族」に置き換え¹⁰⁾、血や伝統、歴史、文化、国民性を強調していよいよ国家の有機体的観念を強めた¹¹⁾。それが19世紀の新ヘーゲル主義者以来の絶対主権論の土壌であり、後の第一次世界大戦に至る帝国主義的な国家論を用意した¹²⁾。

大戦後のW. ウィルソン大統領が提示した戦後構想は、立憲的主義的な主権を

前提に立憲主義的秩序への転換を図ろうとした¹³⁾。しかしこのような国際連盟を中心とした立憲主義的な秩序は現実の権力政治を制約することはできず、とくに大不況後は第一次大戦前に較べても甚だしい超国民主義的な絶対主権概念が跳梁し、そのまま第二次世界大戦に至ったのであった。主権概念の次の転換はこの戦争中に進行した。

2 自由主義的覇権と主権

戦後秩序には近代化過程の解きほぐせないほど多くの趨勢や要因が撚り合わせてられている。ただ戦間期のウィルソンの自由主義思想の末路を考えれば、戦後秩序が戦争の結果生れた新しい力の分布を抜きにしてこのような形で実現したかどうかは疑わしい。もし英仏、あるいはソ連が圧倒的優位にたったとしたら市場経済の普及や自由貿易、人権、自由、民主主義、民族自決がこれほど声高に主張されたろうか。戦後、国家や主権の考え方は、アメリカという伝統的な欧州主権国家体制の標準でみればやや異質な国家により、しかもその並外れた力と意志によって大きく変化したのである。

アメリカの戦後構想は、参戦前に F.D. ローゼベルトが1941年に発表した「4つの自由」、チャーチルとの間で合意した大西洋憲章（1941年）、アメリカ参戦後にワシントンから発した連合宣言（1942年）、ヤルタ会談の際の解放ヨーロッパ宣言などに示された。戦争目的は戦勝後の新しい秩序の構築にあったが、その特徴はむしろ執拗なまでに人間の自由が強調されている点にある。具体的な制度形成は1944年夏にブレトン・ウッズとダンバートンオークスで始まったが、その認識構造を単純化して同心円的に表現すれば、まず中心には人間の自由、人権という基本価値が据えられ、それを保護するために自由競争を基礎とする市場と政体の自由選択（選挙）と民主主義の国内制度の確立、その外円に領土の不変更、主権平等、民族自決、自治権の確立の国際的合意があり、それを支えるものとして平和維持のための武力行使の禁止と集団安全保障体制をとる国際連合、貿易の普遍的な自由化とそれを可能にする金融制度（ブレトン・ウッズ体制）を配置するものとして描くことができる¹⁴⁾。

それは国家間の規則や組織化に止まるものではなく、国内的な統治、管轄のあり方まで問う、国内-国際一体型の秩序構想であった。その追求は、二度の大戦に対する反省に立った国際関係における進歩と信じられていた。ウィルソンの立憲主義的主権論、秩序論が再び前面に出てきたが、今度はアメリカにはそれを実現する力と意志があった。その構想はきわめてアメリカ的な、啓蒙主義以来の純粹培養された自由主義的なそれであった。

自由主義はアナキズムとは異なり、「自由を否認する自由」だけは許容せず、それを確実にするために公権力(国家)の必要性は認める。しかし国内政治では、関心は個人の自由のためにその権力を如何に制約するか政治過程論に集中し、国家論や主権論、あるいはナショナリズム論には向かわない。他方、対外的にはその関心は自由主義の自己防衛としての消極的主権の強調(孤立主義)にも、逆に他国の主権を侵してもその普遍的な理念を追求する介入主義にも向かう。それはアメリカが国家統合の軸に「国民」という文化的一体性を置くことができなかった国家であり、それゆえ自由主義そのものを固有のナショナリズムとする国家として成立したことを反映する¹⁵⁾。戦後のこの「理念の共和国」には、意図はともあれ結果的には世界大国として後者の対外的な介入主義的な側面が顕著に現れた。敗れた日本やドイツの占領改革の厳しさも、内政・国際関係一体型の秩序追求の一端を示すであろう¹⁶⁾。

このような自由主義の覇権国が、その秩序構想をそのまま国際関係に適用していたら、J. ハーツが述べたようにアメリカは国際関係において「道徳的ダイナマイトの詰った樽」となっていたかも知れない¹⁷⁾。しかしアメリカが掲げた構想は、結果として意外なほど実現したといえたが、それは必ずしもアメリカが考えたような道筋ではなかった。というのは戦争が終わると、もう一つの普遍的な内政原理(社会主義)を掲げる国家群がアメリカ、西側諸国に対抗し、それが世界的な権力闘争としての冷戦を引き起こしたからである。

アメリカの秩序構想実現の努力は奇妙な二重構造を強いられた。アメリカが共産圏の封じ込め政策に乗り出した時、アメリカは「自由な諸国民」を守るという内政・国際一元的な秩序を追求する理想主義を掲げた。それは孤立主義に流れが

ちな国民を再動員するためにはナショナリズム（＝リベラリズム）に訴える以外になかったからであり、それによってアメリカは国内的な「冷戦コンセンサス」を形成できた。しかし同時にアメリカは、忌避しその再発を防止する制度作りを努力してきた戦争の高い確率を孕む権力政治を自ら引き受けたのであった。こうしてアメリカは自由主義的な立憲的秩序の追求と冷戦の権力政治的考慮の優先順位に常に悩まざるを得なくなった。そして冷戦期を通じてアメリカは、大体において最終的には戦略的考慮を優先した。自由はまず戦争が防止される限りにおいて、という現実主義の論理が政策決定において支配的になったのである。

もちろんアメリカが自由の追求を止めたわけではなかった。東側に対しては宣伝戦の一環として厳しい独裁、全体主義、人権弾圧批判を行った。しかし一方、西側では陣営の結束を優先してアジアの独裁政権や中南米、南アジアの人権弾圧には寛容に対応せざるをえなかった。また東側に対しても戦略状況の不安定化を恐れて、ソ連、中国よりはキューバなど中小の社会主義国の人権抑圧に一層厳しく、人権政策は二重、三重基準に陥り、偽善的にならざるをえなかったのである。そしてベトナム戦争で自由理念の追求と戦略的考慮の幸せな結合（冷戦コンセンサス）が崩壊すると、この二重性は直接に政策のブレとして現れた。70年代初期の権力政治的外交で成果を上げたニクソン政権は議会から人権軽視を批判され、人権外交を掲げたカーター大統領は同盟国との関係悪化を冷戦戦略への配慮を欠くとして批判を受けたのであった¹⁸⁾。

高い戦争の確率を含む権力闘争があるとき、アメリカの本来立憲主義的な主権は「自由主義というナショナリズム」に乗っ取られて、国際的にも自由の追求を中心とする立憲的な秩序を一本槍に追求することはできなかった。ハーツが述べた道徳主義の火薬樽が爆発はせず、自由主義的な秩序が西側を中心に小出しに実現したのは、アメリカの理念追求が伝統的な国際政治のとの間にバランスを保っていたからといってもよい。冷戦という特異なイデオロギー対立を含む権力闘争が、およそのところ伝統的な権力政治論におさまリ、冷戦期の主要思潮があたかも勢力均衡論への先祖返りしたかのような様相を呈したのはこのためであった。

3 冷戦と自由主義

しかしこの奇妙な二重構造のもとで事実として主権は大きく変化していった。それは属地的、所有権的な主権から機能的、管轄権の主権、対外的には外交権への変化といえよう。この変化はいずれもアメリカの力に負うところが大きかった。

第一に主権の変化はなによりも主要国間の武力不行使が、事実として実現したことによっていた。法的に言えば一般的に武力行使を禁止し、違反に対して第7章の軍事的制裁を盛った国連憲章が成立した。しかし戦後の大戦争の不在はこの法的な統制のみで実現したとは考えにくい。第7章の集団安全保障体制は冷戦下で機能麻痺していたし、武力行使をかつてのように自衛権(51条)によって正当化する道は残されていたからである。恐らくは主要国にとってたとえ戦争に勝った場合でも総力戦は経済的社会的コストが大き過ぎて引合わないものになったことが第二次大戦を通じて明らかになったことが重要であった。また戦後は東西、とりわけアメリカが主導した世界的な同盟体制が堅固で、しかも東西の均衡が保たれていたから、次の大戦のコストは明白に予測された。さらに軍備の破壊力が戦争の政治目的を越える「防衛のデイレンマ」は、核戦力の発達で越え難いほど大きくなった¹⁹⁾。事実上の武力不行使の一つの帰結が、領土保全の実現といってよい²⁰⁾。領域主権が安定し、戦争が制約されたことは、主権が変容する最大の基盤であった。主要な同盟も核抑止体制もアメリカの力に負うところが大きかった。

第二にこのことを前提に主権の管轄権の側面の国際的調整が著しく発展した。それは言うまでもなく、経済的相互依存の結果でもあり、また原因ともなったが、ここでもアメリカの経済力が著しく大きな役割を果たした。アメリカが構想した自由主義的秩序は冷戦下でとりあえずは西側だけで追求されたが²¹⁾、その枠組みになったのがアメリカが戦争中に作り上げたブレトン・ウッズ体制であった。ただし当初はこの枠組みだけでは十分ではなかった。戦争が終わってみると各国の経済混乱は余りにひどく、この制度が機能しなかったからである。相互依存は、欧州や日本に復興のための生産財輸入が可能になるように、アメリカが寛大に資本援助したところから始まった。貿易については挫折した国際貿易機関に代りその

一部である「関税貿易一般協定 (GATT)」をもって、漸進的な貿易の自由化を目指すことになったが、その際にもアメリカは各国内の当面の産業保護や国内経済への介入、あるいは普遍的な一つの国際経済体制という理念に反しかねない西欧の経済統合を例外的に認めた上、西側諸国に市場を開放し、復興、経済発展を支援することで体制を軌道に乗せたのであった。

1970年代のガット東京ラウンドが終わるころまでには、先進国の国境措置はあらかじめ撤廃され、貿易の内容も物の往来から、カネ、サービス、ヒト、情報といった国内社会の制度、慣行に関わるものになっていた。相互依存は、そのような伝統的な意味では国内事項についても、調整し合意によってルールを形成するようになった。国際レジーム論が中心的な研究課題したところであるが、この文章の文脈では主権の立憲主義的性格が前面に出た、あるいはグロチウスの見方が発展したといってもよい。

貿易自由化のこれほどの進展は、やはり特殊アメリカ的な、自由主義的覇権に負うところが大きかった。それは単なる金もうけの問題ではなく、国家を介さない社会の交流の増大は進歩であり、市場における自由競争は豊さを人類に均霑する最善の方法であり、豊さと交流の増大は平和の基礎であるという信念に支えられていたのである。この趨勢は自由主義的な見方からは国家主権の侵蝕、後退と捉えられ、進歩と考えられたのであった。

最後にアメリカの自由主義的覇権のもとで実現した戦後の主権に関わる変化として旧植民地の独立がある。誤解を避けるためにいえば、植民地の独立はアメリカの理念がもたらしたものではない。戦後のアメリカ主導の秩序構想では、信託統治制度や非自治地域宣言で人民の自治を発達させることは考えていたが、国連憲章の「人民の同権と自決」(1条2項)をもって植民地独立までは考えていなかった。それは事実として第二次大戦が終わると直ちにアジアの植民地独立闘争から始まった。やがて中東からアフリカへと広がり、国連総会において植民地独立付与宣言が採択(1960年)される時期には民族自決=植民地独立として定着したである。植民地独立は国際人権規約AB共通第一条(1966年)で確認され、1970年の友好関係原則宣言で権利化する。独立の地位は19世紀のように実力で勝

取るものではなく与えられる権利になった。

民族自決は植民地独立になり、一旦独立すると国内状況に関わらず主権国家体制のルール（とくに内政不干渉原則）が適用された。形式的には主権国家となっても、植民地行政を引き継いだ少くなくからぬ国家が、領域全体の実効支配を確立していなかったから、もちろん対外主権（独立、外交関係処理能力）を担保する国内統治には大いに疑問があった。そこで戦後の普遍主義的、自由主義的な秩序に問題があったとすれば、統治への懸念にも関わらず自由の前提としての人民の自決を持出されると、国内状況に政治的考慮を加えるなんらの契機もなく、かつての「非文明国」に対するような「半」主権国家的地位はもはや考えられなかったということであろう。アメリカの理念からすれば外国支配の排除は明らかに人類の進歩に属していたのである。

4 グローバリゼーションと自由主義的秩序の限界

冷戦が終わるとグローバリゼーションが喧伝され、今度こそアメリカ単極の下で冷戦の戦略的考慮なしに本来の自由主義的な秩序実現の見通しが語られるようになった。グローバリゼーションはいよいよ「主権を越えて」と題する研究を増やしている²²⁾。しかしアメリカが追求した内政—国際—一体型の立憲的秩序はこの50年間に多くの進歩をもたらしたが、同時にその影の部分も目立ってきている。

第一にグローバリゼーションの中心部分にある情報技術の革新と結びついた経済の金融化も、決して市場の自然な発展の結果ではなかった。もともとレーガノミクスのもとで生れた「双子の赤字」をファイナンスするためにアメリカが高金利政策を続け、それによって世界から吸収した資金を運用するために世界に金融自由化と規制緩和を迫ったことが最も大きな政策的要因となっていたのである。それによって引き起こされた新たな世界同時、24時間稼働の相互依存はさらなる主権の侵蝕であり、「進歩」といえるかどうかには疑問があろう。

遡ればとくにアメリカの覇権が後退し、ドルを基軸とする固定的な通貨体制が崩れた70年代以降、相互依存が主権を侵蝕したという表現が妥当かどうかには既に疑問があった。そこで目立ったのは、たとえばアメリカの国内法の一方的な対

外適用(米通商法301条, スーパー301条の発動), ダンピング提訴の連発, GATT 違反を避ける自主的な輸出規制や輸入拡大, 市場シェアの数値目標など, ほとんど主権をどのように閉じるかをめぐる交渉であったからである²³⁾。ここでは管轄権調整という意味での主権は極めて重要な役割を演じたというべきであろう。

さらにそれでも貿易摩擦が解消しないと, アメリカにおける日本異質論のような非合理的な反応や重商主義的産業政策(戦略貿易論), 他方の日本にもそれに対するナショナリスティックな主権侵害論まで現れた²⁴⁾。そこまでいくと主権という一応の垣根なしには, 問題の処理は著しく難しくなるのである。

第二にグローバルな経済の金融化は, 累積的に膨らむ金融派生商品(デリヴァティブ)の創出と情報技術に支えられた運用技術の高度化による自己増殖的なマネー・ゲームの性格を強めた。実際の貿易や投資の上にオプションや先物の巨大な上部構造が作られた。奔流する資金は, 売買(利鞘稼ぎ)の機会を求めてほぼ自由に移動し, 発展途上の基盤の弱い経済(と政治)を解体に追込み, 強いはずの主要国をもときには株価, 為替を通じて経済力を急速に消耗させる。こうしたいよいよ共倒れの危険を孕む国際経済のカジノ化に対して, 投機資金が情報で動く以上, 最終的権限の所在を示す主権的調整の時宜を得たシグナルが一層重要になるはずである。

第三に自由化, 規制緩和で資本の論理が純粹に世界に貫徹すると, その不均等効果は国家間, 国内経済のすみずみにまで強烈に現れる。既にこの過程で世界市場経済は, 1978年に中国が, 85年にはソ連が市場経済への移行を始め, さらにソ連が民主化の追求過程で解体したため, いわゆる第二世界(社会主義圏)を消滅させた。中国, ロシアは潜在力を秘めているが, 当面は日米欧3極が所得, 貿易の7割以上を占める国際経済の周辺に組込まれたというのが実態に近く, 旧ソ連から独立した諸共和国, とくに中央アジア諸国は国際経済の新たな「第三世界」(周辺)を形成したとみるべきであろう。そこには市場経済の不均等効果(格差拡大)が苛酷に作用する。国内-国際一体の市場化, 民主化を進歩とみるリベラルの視野は余りに平板に過ぎ, そこに生れた国内政治経済と国際関係の新

たな不安定性は捉えられそうにもない。

投機的な金融経済の波は高度成長を続けてきた東アジア諸国を連鎖的な通貨危機に陥れ、このシステム崩壊の危険性を見せつけた。諸国は一挙に富を縮小させただけでなく、インドネシアでは政治不安にまでいたった。世界経済を牽引するアメリカでも、好況の陰で大量の貧困層が創出されている。それは2000年までの18年で4倍(130万)にもなった服役囚の数に端的に示されている。その内、貧困が exacerbate される黒人男性の割合は平均の7.3倍に達するのである。経済の成長が止んだ時、この社会的亀裂はどのような社会変動に結びつくのか。いずれの先進国も産業の高度化と転換、それに伴うリストラ、失業や大量の移民労働者問題に直面して似たような問題を抱えている。この趨勢は先進国といえども生かなげなセーフティネットでは太刀打ちできないであろうし、それを国家以外の主体が正統性をもって組織化できるとは考えにくい。

このような場合、管轄の難しい問題について国家が機能不全を補完することができないまま国家機能が縮小するなら主権の侵蝕という表現は妥当であろう。しかしそれは主要国にいま生じている現実ではない。生じていることをもう少し正確に言えば国家が一国単位で管轄するのが難しくなった分野に、国家が同意した国際組織などの一層普遍的、実効的な管轄を取り込み、自らの管轄を補完しつつ拡大しているというのが実態に近い(社会的構成体 social construct としての主権論)²⁵⁾。

第四に自由主義的覇権のもとで生じた最大の変化は、国際体系がほとんど埋めようもないほどの大きな格差を含んだ体系になったということであろう。旧植民地独立国の大量参入によって、国際社会の規範はこれらの国家を自立させるのが国際社会全体の義務であるかのように変化した²⁶⁾。しかし開発に対する自由主義の楽観は、インフラ整備論から技術移転、輸入代替から輸出志向戦略へ、新国際経済秩序論、人間の基礎的必要充足論と経たがほとんど効を奏さず、万策つきると構造調整論という途上国にとっては最も苛酷な政策で対応することになった。それは後進的な農業国の多い途上国経済を国際競争に直接さらして一層の停滞と混乱に追込み、そのうち幾つかはいわゆる国家破綻し、国内統治の回復が著しく

困難になった。トートロジーであるが、国家形成のための援助は実は予め最低限の国内統治がなければ効果を挙げ得なかったのである。サハラ以南の破綻国家はもちろん極端な例であるが、しかしグローバリゼーションのもとでそれに近い現象は、旧社会主義国の市場経済移行国、バルカン半島、中央アジア、通貨危機後の東南アジアにも散見される。冷戦後の重要課題とされる民族紛争、難民、貧困と飢餓、ジェノサイドなどは、大半がそうした国内統治が極端に弱い国家の国内問題が、国際関係に直接露出しているという性格が強いのである。これもまた戦後の自由主義的な秩序追求の一つの帰結と受け止めるべき事態であろう。

最後にアメリカの自由主義的覇権が中心的価値とした自由、人権については、冷戦後、国際的関心事項として国家の専管事項ではないという認識は既に一般化した²⁷⁾。湾岸戦争後の新世界秩序構想のなかでも、またクリントン政権もそれを保障する民主化の拡大を対外政策として掲げ続けた。しかしそれをどのくらい、どのような手段で追求するかは、冷戦が終わり戦略的考慮の比重が大きく低下したにも関わらず依然として極めて政治的に微妙な問題であり続けている²⁸⁾。「アジア的人権」をめぐるアメリカと中国、アジア諸国との対立、アメリカとイスラム諸国、イスラム原理主義運動との紛争はその典型的な事例といえる。

さらにいえばカンボジア政府がかつてのポル・ポト派の大量虐殺を裁く国内法廷案を公表した際、国連が裁判が公平になるように判事の構成をより国際的にし国連の関与を増やすように要求したこと、スペインがピノチェト元チリ大統領を彼の統治時代の人権弾圧を裁くため滞在中の英国に身がら引き渡しを求めたこと、ベルギーが国内法である人道違反法に基づきイランの前大統領の捜査を開始したこと、また NATO のコソヴォ「人道」介入が、「人道」が何を意味するか、というおよそ決着の付きそうもない議論も引き起こしたこと、など今日の国際関係には人権、人道をめぐる既に多くの紛議が生じている。これも国内－国際一元的秩序追求の一つの帰結とってよいかもしれない。一律の基準で正義が追求できることは道義的な爽快感があろう。ただ人権を軽んじる積もりは毫もないが、戦後の自由主義的秩序は多様な文明、文化、異なる経済的發展段階の人民を主権という枠に入れて主権国家体制のなかにとりあえず取り込んだのであり、冷戦が

終わりそれら文明、文化の自己主張が強まるとその分だけ人権の内容は一層多義的になったことも思い起すべきであろう。そのような多義的な概念を(時に主権に優先してまで)秩序原理にすえることができるであろうか。かえって防衛的、消極的主権の台頭を招くであろうし、この種の紛争が途上国世界まで含めて次々と生じるならば、現在の国際社会にはその処理能力があるとは思えない。

こうしてみるとアメリカの自由主義的覇権が追求した秩序は、多くの光の部分と共に影も落としているといわざるを得ない。そこには根本的なディレンマがあるのかもしれない。アメリカの普遍主義的な秩序の追求で体系の国家間格差、異質性は大きくなったのだから内政と国際関係の間の調整弁としての主権の機能はいよいよ重要になるのに、われわれはその弁が機能しないほどの、主権国家であるという以外に何の共通性もないような国際関係を作り出した可能性があるからである。政治、経済のみならず文化、宗教に関わる問題まで国家主権を通じて調整し得るのであるであろうか。国内的な競争条件が等しくなるところまで国内制度や慣行の調整を求めるべきであろうか。主権国家体制は、主権を担保する国内統治を欠く国家の内戦にも対処できるのであるであろうか。特異な自由主義的な覇権は、最初にあげた主権が機能する曖昧だが重要な条件を相当程度崩してしまった可能性がある。個人の自由—民主主義—民族自決・主権平等—平和という単純化された自由主義的秩序が、戦後半世紀にわたって追求された結果、国際の秩序は果たして自由主義的な原理だけで律し得るのかという根本的な疑問に直面することになったように思われる。

おわりに

人類は一律の秩序に耐えられるほど同質ではないし、そうなるのが好ましいとも言えない。文化的異質性や発展の格差による対立をできるだけ暴力をもって処理しないためには、正統な権力をもった主体の間で、関係を受入れ可能な範囲に調整していく以外ない。そのためには、主権によって調整可能な範囲をもう一度確かめ、主権への過剰負荷を緩和し、主権が機能する条件を整えることで、主権国家体制の問題処理能力を改善する必要があるだろう。他の主体の協力や補完を

必要としているにしろ利害を集約する最も正統なメカニズムは依然としてナショナルなレベルにあり、「主権を越えて」いった先には今よりも混沌、荒涼とした風景が広がっている可能性が高いからである。戦後の自由主義的な立憲的秩序の追求には、進歩と見てよい発展が多かったことは否定しないが、国際秩序の安定に関する限り余りに普遍的だが平べったい国際秩序観は徐々に修正せざるを得ない地点に達したように思われる。主権の侵蝕を喜び、「主権を越え」ることを考えるよりも、主権の役割を正確に評価し、再び機能させる方策を探るのが当面遥かに重要な課題と思われる。

- 1) 主権は本来内政と国際関係を分離（内政不干涉）すると同時に連結する。この点、国際政治学では連繫政治学や「二レベル・ゲーム」論などの政策決定論、国際法では多様な国家管轄権論が取上げてきた。Rosenau, J. N., *Linkage Politics*, N.Y. : Free Press, 1969 ; Evans, P. B., Jacobson, H. K., and Putnam, R. D., eds., *Double-Edged Diplomacy*, Berkeley : Univ. of California Press, 1993. 奥脇直也「国家管轄権概念の形成と変容」および森川幸一「国内管轄事項とその国際標準化」、村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権』勁草書房（1999年）。
- 2) Shinoda, H., *Re-Examining Sovereignty*, London : Macmillan, 2000 ; Krasner, S. D., *Sovereignty : Organized Hypocrisy*, Princeton, N. J. : Princeton Univ. Prs., 1999 ; Hoffman, J., *Sovereignty*, Buckingham : Open Univ. Prs., 1998 ; Biersteker, T. J., and Weber, C., eds., *State Sovereignty as Social Construct*, Cambridge : Cambridge Univ. Prs. 1996 ; Farer, T., ed., *Beyond Sovereignty : Collectively Defending Democracy in the Americas*, Baltimore : Johns Hopkins Univ. Prs., 1996 ; Bartelson, J., *A Genealogy of Sovereignty*, Cambridge : Cambridge Univ. Prs., 1995 ; Elkins, D. J., *Beyond Sovereignty : Territory and Political Economy in the Twenty-First Century*, Tronto : Univ. of Toronto Prs., 1995 ; Heiberg, M., ed., *Subduing Sovereignty : Sovereignty and the Right to intervene*, London : Pinter, 1994 ; Camilleri, J. A., and Falk, J., *The End of Sovereignty? The Politics of Shrinking and Fragmenting World*, Brookfield : Elger, 1992 ; Nordenstreng, K., and Schiller, H. I., eds., *Beyond National Sovereignty*, Norwood : Ablex, 1992 のほか、多くの論文がある。

- 3) Hinsley, F. H., *Sovereignty*, 2nd ed, Cambridge : Cambridge U. P., 1986, p. 1. 蠟山政道「国際社会における国家主権」加藤新平, 中村哲『近代国家論 第一部 権力』所収, 弘文堂(1950年)と国際法分野の田畑茂二郎『国家主権と国際法』日本評論社(昭和25年)及び田畑茂二郎『現代国際法の課題』東信堂(1991年), 第一章.
- 4) この概念の多義性について一又正雄「国際法から見た主権」『法と国家権力 III』有斐閣(1955年), 116頁. 高野雄一「国際法概論」(上巻)弘文堂(昭和35年), 3章3節. 田畑茂二郎『国際法』(第2版)岩波書店(1966年), 180-191頁. Fowler M. R., and Bunck, J. M., *Law, Power and Sovereign State*, The Pennsylvania State Univ. Prs., 1995, pp.1-10.
- 5) S. Krasner, *op. cit.*, *supra* n. 2.
- 6) 田畑前掲書(注3, 1991), 3-39ページ.
- 7) Shinoda, *op. cit.*, *supra* n. 2, pp.18-23, and Ch. 2.
- 8) Bull, H., *The Anarchical Society*, London : Macmillan, 1977, pp.23-40 ; 英学派の主権論について Hinsley, F. H., *op. cit. supra* n. 3 ; Mayall, J., *Nationalism and International Society*, Cambridge : Cambridge U. P., 1990 ; James, A., *Sovereign Statehood*, Cambridge : Cambridge U. P., 1986 ; Jackson, R. H., *Quasi-state, Sovereignty, Interantional Relations and the Third World*, Cambridge : Cambridge U. P., 1990 ; Biersteker, T. J., and Weber, C., eds., *op. cit.*, *supra* n. 2 など. イギリス学派の性格については Dunne, T., *Inventing International Society*, London : Macmillan, 1998.
- 9) Breuilly, J., *Nationalism and the State*, 2nd ed., Manchester : Manchester U. P., 1993, ナショナリズムのイデオロギー化について, pp.54-71. ギデンズ, A., (松尾精文・小幡正敏訳)『国民国家と暴力』而立書房(1999年), 戦争, 資本主義, 社会変動, 国民国家の関係について, 256-291頁.
- 10) コーン, H., (佐々木・木村・長尾訳)「ナショナリズム」『国家への視座』平凡社(1988年), 122-185頁. パーキンソン, F., (初瀬・松尾訳)岩波書店(1991年). 主権とナショナリズム, 及び自決の関係につき A. コバン(栄多卓弘訳)『民族国家と民族自決』早稲田大学出版部(1976年), 第8章.
- 11) ホプズボウム, E., 「伝統の大量生産, ヨーロッパ, 1870-1914」, ホプズボウム, E., レンジャー-T., (前川・梶原訳)『創られた伝統』紀伊國屋書店(1992年).
- 12) ヘーゲル, G., (藤野, 赤沢訳)『法の哲学』中央公論社(1967年), 590-592頁. Linklater, A., "Hegel, the State and International Relations," Clark, I., and

- Neumann, I. V., eds., *Classical Theories of International Relations*, London : Macmillan, 1996, pp.193-209. ヘーゲルについて81-86頁。イェリネック, G., (芦部, 阿部訳)『一般国家学』原書房 (1974年), 128-146, 441-453頁。田畑茂二郎『国際法 I』有斐閣 (昭和32年), 227-229頁。
- 13) ウィルソンの構想にはアメリカの国家連合から連邦へというイメージが重なっていたかも知れない, フィラデルフィア体制について Duchacek, I. D., *The Territorial Dimension of Politics : Within, Among and Across Nations*, Boulder, Co. : Westview, 1986, pp.161-177 ; Knock, T. J., *To End All Wars*, Oxford : Oxford U. P., 1992. また藤原帰一「主権国家と国民国家」山之内靖他編『社会科学の方法 11-グローバル・ネットワーク』岩波書店 (1994年)。
- 14) 有賀貞『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所 (1992年)。Mortimer, E., *The World that FDR Built*, N.Y. : Scribner's Sons, 1988.
- 15) 稲葉振一郎『リベラリズムの存在証明』紀伊國屋書店, 1999年, 125ページ。
- 16) 油井, 中村, 豊下編『占領改革の比較研究』三省堂 (1994年)。
- 17) J. ハーツ (有賀貞訳)『アメリカ自由主義の伝統』, 講談社文庫 (1994年), 第11章, 引用は380頁。Little, R., "Liberal Hegemony and the Realist Assault : Competing Ideological Theories of the State," Banks, M., and Show, M., eds., *State and Society in International Relations*, London : Harvester Wheatsheaf, 1991.
- 18) R., Garthoff, *Detente and Confrontation*, Washington, D.C. : Brookings, 1985, Ch. 13, 18. 関場誓子「対ソ政策と人権問題」及び高松基之「韓国に対する人権外交」有賀編, 前掲書, 111-166, 207-265頁。
- 19) Buzan, B., *People, State and Fear*, 2nd ed., London : Harvester Wheatsheaf, 1991, Ch. 7 ; Mueller, J., *Retreat from Doomsday*, N.Y. : Basic Books, 1989.
- 20) Mayall, *op. cit.*, *supra* n. 8, 領域凍結の傾向について p.60.その背景として領土の経済的価値の急激な低下, 植民地領域がほぼすべて独立したため「無主」の領土の不在, ナショナリズムが世界を覆い他民族支配のコスト上昇などがある。
- 21) この過程について野林, 納家, 大芝, 長尾『国際政治経済学入門』有斐閣 (1996年), 第4章。
- 22) 主権は侵蝕の議論は, Rosenau, J. N., *Along the Domestic-Foreign Frontier*, Cambridge : Cambridge U. P., 1997 ; ストレンジ, S., (櫻井公人訳)『国家の退場』岩波書店 (1998年)。反論として Weiss, L., *The Myth of the Powerless*

- State*, Ithaca : Cornell U. P., 1998. そのほかに Holton, R. J., *Globalization and the Nation-State*, London : Macmillan, 1998 ; Vayrynen, R., *Globalization and Global Governance*, Oxford : Rowman Littlefield, 1999 ; Clark, I., *Globalization and International Relations Theory*, Oxford : Oxford U. P., 1999. 鴨, 伊藤, 石黒編『国際政治経済システム 相対化する国境 I, II』第2~3巻, 有斐閣 (1998).
- 23) 納家政嗣「経済安全保障論の意義とその展開」納家・竹田編『新安全保障論の構図』勁草書房 (1999年).
- 24) この過程について納家前掲論文. C. プレストウィッツ (国弘正雄訳)『日米逆転』ダイヤモンド社 (1988年). Potter, M. E., *The Competitive Advantage of Nations*, N.Y. : Free Press, 1990. C. ジョンソン (中本義彦訳)『歴史は再び始まった』木鐸社 (1994年), 95-130頁.
- 25) Biersteker and Weber, eds., *op. cit.*, *supra* n. 2 は主権の代替的な制度を挙げて主権機能を分析している.
- 26) Jackson, *op. cit.*, *supra* n. 8, 植民地独立の権利化については pp.82-108, 消極的主権と積極的主権について pp.26-31, 規範の変化について pp.109-124. Crawford, C., "Decolonization as an International Norm," in Reed, L. W., and Kaysen, C., eds., *Emerging Norms of Justified Intervention*, Cambridge, Mass. : The Committee of International Security Studies, American Academy and Science, 1993.
- 27) 高野雄一『国際社会における人権』岩波書店 (1977年). 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店 (1988年). 以下の議論では次を参考にした, 渡邊昭夫「国際問題としての人権と日本の立場」渡邊編『アジアの人権』日本国際問題研究所 (1997年). 大沼保昭『人権, 国家, 文明』筑摩書房 (1998年), とくに第3章.
- 28) このことを示すのはアジアの人権論であろう, 渡邊編前掲書 (注27). 中国の人権問題に対する態度にも新冷戦期の準同盟関係と冷戦終結期におこった天安門事件以降の人権をめぐる対立など, 一貫性はなかった.

(一橋大学大学院法学研究科教授)